

資料 台湾における集団的権利保護

クアン・リン・シェン

三上 威彦／訳

I. はじめに

民事訴訟の伝統的なモデルは、個々の原告と被告との間の二当事者対立の紛争に合わせて設計されている。しかし、社会経済上の構造の変化や、現代において損害事故が集団化することが増大していることに伴い、個別的な権利追及を基礎としたモデルの制度上の限界がますます明らかになっている。そこで、多くの被害者を伴う複雑な事実関係〔をめぐる争訟〕には、個々の手続上の保障を損なうことなく、請求権をまとめて行使することができる手続法上のメカニズムが必要となるのである。その際に重要となるのは、集団的な権利保護の道具立てを、手続上の経済性、実体的公正性、手続上の公平性〔といった種々の要請〕を適切なバランスへともたらすように挑戦することである。比較法上の議論¹⁾においては、たとえ具体的な規範的形態は大きく異なるにしても、そのような道具立ての必要性は広く認識されている。このような背景から、台湾は、1990年代から段階的に集団的紛争解決のシステムを構築してきた。

1994年の消費者保護法（Verbraucherschutzgesetz = VSG）の施行とともに、台湾では、初めて差止めの訴えおよび損害賠償請求の訴えの両方を含む、正式な集団的権利行使制度が創設された（§§ 49-54 VSG）。その後、立法者は、さまざまな特別法において、団体訴訟〔Verbandsklage〕に関するさらなる規定を次々に導入し、それによって、集団的権利保護のメカニズムを段階的に追加的な法領域へと拡大し

1) E Silvestri, 'Introductory Notes on Collective Litigation' in B Hess, M Woo, L Cadiet, S Menétrey and E Vallines García (eds), Comparative Procedural Law and Justice (Part XChapter 0), cplj.org/a/10-0, accessed 24 December 2025, para 6-13.

てきた。特に注目すべきは以下の3つである²⁾：すなわち、(1) 2002年の有価証券及び先物取引における投資家の保護に関する法律 (Gesetz über den Schutz der Anleger im Wertpapier- und Terminhandel = GSAWT)〔以下「証券先物投資家保護法」という——三上〕 (§§ 28-33 GSAWT)³⁾、(2) 2003年の民事訴訟法改正の枠内における集団的権利保護の形態の抜本的な新構想 (§§ 44-1-44-4 tZPO)⁴⁾、そして最後に (3) 2018年の労働訴訟法 (§§ 40-45 APG)⁵⁾である。——これらは、点的なものから体系的なものへと志向する集合メカニズムへの漸次的な移行〔*gradueller Übergang von punktuellen zu systematisch intendierten Aggregationsmechanismen*〕を示している。

台湾の集団的権利保護のモデルの中心的な構造的特徴は、差止めの訴えと損害賠償請求の訴えとを区別している点にある。〔すなわち〕差止めの訴えが、関係者の個別の授權を必要とせず、機能的には法定訴訟担当に相当するものであるのに対して、損害賠償請求権の集団的行使は、常に、訴訟追行権限の個別的な譲渡を前提としているのである。

また、集団的権利保護メカニズムを体系的に分類するには、分散的損害と大規模損害〔*Streu- und Massenschäden*〕の区別が重要である⁶⁾。分散的損害とは、それぞれは軽微な財産的損失を被った利害関係人が多数関係しているものであり、典型的には、個別に権利追求することは経済的に意味をなさないような「負価値訴訟〔*negative value lawsuits*〕」⁷⁾がそれを示している。したがって、〔このような場合にあっては〕これらの損害をまとめて扱うことが、効果的な権利行使の必須条件〔*conditio sine qua non*〕となる。それに対して、大規模損害は、深刻で、かつ個

2) Kuan-Ling Shen & Alex Yueh-Ping Yang, Report of Taiwan, 622 *Annals Am. Acad. Pol. & Soc. Sci.* 301 (2009); Kuan-Ling Shen, *Class Action in Taiwan: A New System Created Using the Theory of "Right of Procedure Options"*, 5 *National Taiwan University Law Review* 1, 48-51 (2010).

3) 英語版：Securities Investor and Futures Trader Protection Act (証券投資人及期貨交易者保護法)： <https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=G0400038>.

4) 台湾民事訴訟法の英語版は、以下のリンクで見ることができる： <https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=B0010001>.

5) 台湾労働訴訟法の英語版は、以下のリンクで見ることができる： <https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=B0010064>.

別化が可能な不利益によって特徴づけられる。すなわち、ここでは、〔被害者には〕個別訴訟を提起するという誘因はあるが、裁判所の過重負担や裁判〔の結果〕が区々になることの危険性から、正式に集合化された手続きが正当化される。このように、両者の損害カテゴリーは、それぞれ異なる正当性の根拠に基づいていることから、それに応じて、異なった訴訟法上の制度設計の発想〔prozessrechtliche Gestaltungskonzepte〕を必要とする。

本稿は、台湾における集团的権利保護の教義上の基本構造を分析し、そこから生じる改革の必要性を確認するものである。そして、〔以下では〕団体訴訟および代表訴訟のさまざまな形態〔Ausprägungen〕から出発し、消費者法、資本市場法、民法、労働法におけるそれらの適用領域を体系的に整理する（Ⅱ）。そして、それに基づいて、集团的権利行使の正当性の中心的な要件としての、提訴権能を有する

- 6) Kuan-Ling Shen (沈冠伶), Rekonstruktion des kollektiven Verbraucherschutzes: Schwerpunkt auf Streuschäden und kollektiven Rechten (消費者團體訴訟之再建構：以擴散型損害及集團權利為中心), National Taiwan University Law Journal (臺大法學論叢) Bd. 44, Sonderheft (2015), S. 1239-1240 (chinesisch); Stadler, European Developments in Collective Redress, Journal of European Consumer and Market Law, Vol. 3, Issue 2 (2014), pp. 80-89; Stadler, in: Meller-Hannich (Hrsg.), Kollektiver Rechtsschutz im Zivilprozess, 2009, S. 107; Astrid Stadler, European Developments in Collective Redress, Journal of European Consumer and Market Law, Vol. 3, Issue 2 (2014), pp. 80-89; Ebbing, Class Action: Die Gruppenklage—Ein Vorbild für das deutsche Recht? ZVglRWiss 103 (2004), S. 31, 36ff; Geiger, Kollektiver Rechtsschutz im Zivilprozess, 2015, S. 20; Simon, Verbandsklage im Individualinteresse: Die Verschiebung der Parteirollen und ihre Eingliederung in die Zivilprozessordnung im Rahmen der Musterfeststellungsklage und der Richtlinie über Verbandsklagen, 2023, S. 33ff 参照。
- 7) 「負価値訴訟」は、多数の低額な個別請求権（軽微な損害）が存在し、訴訟追行の費用が、見込まれる経済的利益を上回る〔すなわち、訴訟をする価値が、ゼロよりも訴訟費用の分だけマイナスになる〕ことから、請求権者が個別に裁判で権利を行使することが事実上排除されてしまうような場合に存在する。これにつき、Mullenix, Linda S., Complex Litigation: Negative Value Suits (March 2004), Vol. 26 Nat'l L.J. 11 (March 22, 2004), U of Texas Law, Public Law Research Paper No. 466, abrufbar unter SSRN: <https://ssrn.com/abstract=2278312>; Robert H. Klonoff, The Decline of Class Actions, 90 WASH. U. L. REV. 729 (2013), これは、以下で見られる。 https://openscholarship.wustl.edu/law_lawreview/vol90/iss3 ; Martin H. Redish, Class Actions and the Democratic Difficulty: Rethinking the Intersection of Private Litigation and Public Goals, 2003 U. CHI. LEGAL F. 71, 77-78 (2003) 参照。

団体の訴訟上の地位と資格について検討する（Ⅲ）。さらに、大量訴訟における責任の認定を個別損害額の算定から機能的に分離することの象徴としての一括裁判〔Pauschalentscheidung〕というものにさらなる重点を置く（Ⅳ）。そして最後に、一貫性がありかつ効果的な集団的権利保護の構築のための法政策上の改革オプションについての得られた知見をまとめる（Ⅴ）。

Ⅱ．台湾における集団的権利保護についての概観

台湾における集団的権利保護メカニズムは、多くの多様な形態を示している。最も単純な形態は、複数の関係人が共同訴訟〔Streitgenossenschaft〕⁸⁾を提起するものである。これに続いて、共通の被害者のグループから訴訟追行のための代表者を選出する手続き（いわゆる代表訴訟〔Repräsentantenklage〕、選定當事人制度）⁹⁾がある。そして最後に、制度的な発展としては比較的遅れて登場したが、裁判実務において最も重要な意味を獲得し、高い効率性と有効性によって特徴づけられるのが、団体訴訟〔Verbandsklage〕である。以下では、なかなずく、団体訴訟（後述1）と代表訴訟（後述2）について詳しく説明する。

1. 団体訴訟

〔一般的には〕適切な公益的団体〔ein geeigneter gemeinnütziger Verband〕は——被害者の個別的な授権に基づき——、任意的訴訟担当の方法で損害賠償請求の訴えを提起することができる。それに対して、〔団体訴訟においては〕当該団体が、法律上一定の要件を満たしている場合には、法定訴訟担当または法律上の訴訟追行権限に基づき、原告として訴訟に登場し、特に差止めの訴えなどの団体訴訟を提起する権能を有する。

8) § 53 tZPO.

9) § 41 tZPO. 参照、Shen, a.a.O. (Fn. 2), S. 52-53.

(1) 損害賠償請求の訴えおよびその他の給付の訴え

A. 消費者保護事件

消費者保護法 50 条 1 項によれば、資格のある消費者保護団体は、同じ損害発生事象によって被害を受けた少なくとも 20 人の消費者が、あらかじめその請求権を当該団体に譲渡していた限りにおいて、自らの名前で損害賠償請求の訴えを提起することができる。このいわゆる消費者法上の団体訴訟は、同法 50 条 3 項によれば、台湾民法 194 条および 195 条 1 項に規定されている非財産的損害〔*immaterielle Schäden*〕も対象としている。ただ、教義的には、そこでは、財産的請求権の譲渡が問題となるのか、それとも訴訟追行権限の譲渡が問題となるのかということについては争いがある¹⁰⁾。

2025 年 10 月までに、消費者保護法 50 条による訴えが、全部で 28 件、法律上資格を与えられた二つの消費者団体によって提起された。そのうちの 14 件は *Consumers' Foundation Chinese Taipei (CFCT)*¹¹⁾ により、また〔その他の〕14 件は *Consumer Protection Association Taiwan (CPAT)*¹²⁾ によって提起されたものである。初期段階の最初の 20 年間では 10 件の手続きが係属したに過ぎなかったが——しかも、そのほとんどは、利害関係人の数が明確であり被害額も明確に算定可能な大規模損害事件であった——、2015 年以降は、明らかに件数の増加がみられる。そして、2015 年から 2019 年までの間に、さらに 16 件の訴えが提起されたが、その大半は、非常に多くの被害者が全国にまたがっており、かつ個々の被害額は低額である、いわゆる拡散的損害状況に関するものであった¹³⁾。

10) 体系的な理由から、訴訟追行権限の譲渡としての資格付与を優先させるのが好ましいように思える。これにつき参照、Lian-Gong Chiou (邱聯恭), *Die Zwecke des Zivilprozesses (民事訴訟之目的)*, in: ders., *Die Funktionen prozessualer Institutionen (程序制度機能論)*, Sonderausgabe zum 90-jährigen Jubiläum der National Taiwan University, 2018, S. 241-242.

11) 裁判所に係属した CFCT の団体訴訟については以下のリンクで見られる。https://www.consumers.org.tw/activity03.html.

12) CPAT によって追行された団体訴訟の全体的な概観は、以下のリンクで見られる。https://www.cpat.org.tw/page/news/show.aspx?num=264&kind=66&page=1.

13) 参照、Shen, aa.O. (Fn. 6), S. 1245-1247.

B. 投資家保護事件

資本市場法領域における集団的権利保護制度は、証券先物投資家保護法 (GSAWT) に基づいている。消費者法におけるのと同様に、ここでも少なくとも 20 人の投資家の授權が必要である。ただし、訴え提起の権限は、証券先物投資家保護法 7 条に基づいて設立された唯一の機関である「有価証券及び先物投資家保護センター (Securities and Futures Investor Protection Center = SFIPC [以下、「証券先物投資家保護センター」という——三上]))」のみに認められており、その他の組織または個人には訴え提起の資格は認められていない [nicht aktivlegitimieren]。

経験的な調査では、資本市場法上の団体訴訟は、消費者保護法に規定されている集団の手続よりも著しく高い成功率 [Effektivitätsquote] を示している¹⁴⁾。そして、2025 年 10 月までに、合計 189 件の手続きが確定しており、さらに 67 件の手続きが係属中である¹⁵⁾。

C. 民事事件

上述した消費者および投資家の保護のための道具立てとは異なり、民事訴訟法で規定されている団体訴訟は、消費者や投資家による多数の拡散した請求権を処理することを目的としたものではない。むしろそれは、同じ団体の会員が、それぞれの団体の既に存在している組織構造ないし会員関係と強く結びついていることを前提としている (§ 44-1 Abs.1 tZPO)。当初、立法者は、[この規定によって] 特に農業従事者や漁業協同組合の組合員の損害賠償事件を対象とすることを意図していた。しかし実務においては、この道具立ては、同じ労働組合に所属する労働者が超過勤務手当や損害賠償を請求する事例においてますます利用されるようになっていく。

D. 労働事件

既に C. で述べたように、台湾民事訴訟法 44 条の 1 に基づく訴訟の大部分は、

14) 参照、Yu-Hsin Lin (林郁馨), Noahs Arche für Anleger: Eine empirische Untersuchung von Wertpapier-Sammelklagen und dem Investor Protection Center in Taiwan (投資人的諾亞方舟——投資人保護中心與證券團體訴訟之實證研究), Taiwan Law Review (月旦法學雜誌) 229 (2014), S. 75ff.

15) 求償案件彙總表: <https://www.sfipc.org.tw/News.aspx?n=7505&sms=12304>.

労働法上の紛争に関するものである。このような背景から、立法者は、2018 年に労働訴訟法 (Arbeitsprozessgesetz = APG) を公布するに際して、労働事件における集団的権利保護のための特別の規定を設けたが¹⁶⁾、これは、今日まで労働法上の紛争のための特別の集団法的な手続規定を設けていない日本やドイツとは異なっている。

労働訴訟法の本質的な特徴は、それが、団体訴訟のために特別に設計された訴訟上の構造を規定している点にある。労働訴訟法 41 条によれば、授權された原告——すなわち、台湾民事訴訟法 44 条の 1 に基づく任意的訴訟担当の権限を有する労働組合——は、第一審の口頭審理が終了するまでに、共通の請求を基礎づける要件の明確化に向けられた特別の中間確認の訴えを提起することができる。この中間確認の訴えは、中心的な法律問題と事実問題を早期に明確にし、それによって手続きの効率的な構築を可能にするために、裁判所によって優先的に審理される。〔また裁判所は〕当初の給付請求手続を、確認問題に関する裁判が確定するまで停止することができる。このようにして、矛盾する判決が回避され、かつ、手続経済が大幅に向上するのである。

それ以外に、裁判所は、公告により、同様の性質の利害関係を有する他の労働者を、一定期間内に手続きへ参加するように招待する権限を有している。〔そこでは〕台湾民事訴訟法 44 条の 1 とは異なり、〔手続きへの〕参加には、利害関係者が原告である労働組合の組合員であることを前提としてはいない。このような拡大は二つの中心的な目的を追及している：すなわち、一つは、組織化されていない労働者を含め、すべての関連する利害関係人グループをより包括的に把握できるようにすることである；二つ目は、同じ性質を有する請求を唯一の包括的訴訟に集中させることで、並行する手続き、また場合によっては〔結論が〕矛盾する可能性のある手続きを回避することである。

16) 詳細なものとして、Kuan-Ling Shen (沈冠伶), Die Entwicklung der arbeitsrechtlichen Verbandsklage und institutionelle Reformen - zugleich eine Betrachtung der Reform der verbraucherrechtlichen Verbandsklage (労働團體訴訟之發展及制度變革——兼論消費者團體訴訟制度之修正), NTU Law Journal (臺大法學論叢) 49: 4 (2020), S. 1979ff を参照のこと。

(2) 差止めの訴え〔Unterlassungsklage〕

A. 消費者保護事件と民事事件

団体差止めの訴え〔Verbandsunterlassungsklage〕という道具立ては、消費者保護法においてはじめて規定されたものである。消費者保護法 53 条によると、資格を与えられた消費者保護団体は、個別の授権を得ることなく、裁判所において、消費者保護法上の規定を本質的に侵害するような事業者の行為を終了させ、あるいは禁止するために、〔当該行為の〕差止めに申し立てる権限を有する。

2003 年の民事訴訟法改正により、団体訴訟は、消費者保護を超えて、一般的な民事訴訟上の事件〔zivilprozessuale Konstellation〕へと拡大された。台湾民事訴訟法 44 条の 3 第 1 項によれば、登録された公益的社團〔eingetragene gemeinnützige Vereine〕や財団〔Stiftungen〕は、管轄権を有する監督官庁の同意を得て、その定款の目的の範囲内で、多くの関係者の利益を害する行為について差止めの訴えを提起する権限を有する。消費者保護法 53 条および台湾民事訴訟法 44 条の 3 に基づく団体差止めの訴えは、訴えの権限を有する団体が、その訴訟追行権を、直接法律により、かつ、利害関係人の個別の授権なしに訴訟追行権限を使用するため、〔その法的性質は〕法定訴訟担当の場合に該当する。

ドイツや日本と比べて、台湾では、集団的な差止めの訴えは、これまでほとんど実務上の意味をもたなかった。〔台湾では〕消費者保護法 53 条に基づく最初の差止めの訴えは、2012 年にはじめて消費者財団チャイニーズ・タイペイ（Consumers' Foundation Chinese Taipei=CFCT）によって提起されたが、それは、複数の銀行が用いている特定の普通契約約款の条項の差止めを求めるものであった。第一審では訴えが排斥され〔上訴がなされたが〕、その後上訴が取り下げられたため、根底にある紛争は裁判所によってではなく、金融監督庁（Finanzaufsichtsbehörde=FSC）による規制介入によって解決されたが、そこでは、金融監督庁は、消費者保護法 17 条によって許容される契約条項と許容されない契約条項に関して、拘束力のある規準〔Vorgaben〕を定めた。

ドイツにおいては——特に「消費者権およびその他の侵害に際しての差止めの訴えに関する法律（Gesetz über Unterlassungsklagen bei Verbraucherrechts- und anderen Verstößen=UkLaG）」によって——差止めの訴えが、予防的な普通契約約款規制の中心的な道具立てになっていることを示しており、かつ、資格を与えら

れた団体〔qualifizierte Verbänden〕によってコンスタントに利用されているのに
対し、台湾では、その機能的な対応物〔funktionale Entsprechung〕は、行政法上
の監督および規制メカニズムによって広範に置き換えられている。したがって、団
体差止めの訴えが実務上重要度が低いということは、〔権利の〕単なる実行不全
〔Vollzugsdefizit〕として理解するというよりも、法の執行における構造的な役割
分担の表現として理解すべきである。

一方では、台湾の消費者保護法における行政上の監督および制裁という道具立て
は、著しい予防的効果を発揮しており、それによって、裁判上の差止めの訴えの利
用はさらに限定的なものに留まっている。また他方では、団体差止めの訴えには、
消費者のための直接的な補償の効果が欠けているが、そのことが、給付法的に方向
付けられた団体訴訟、特に損害賠償に向けられたそれに対して、その魅力を明らか
に低下させている。それに加えてさらに、標準化された契約約款の無効要件につい
ての裁判所の限定的な解釈の結果として、重大な予測不確実性が生じており、それ
が、訴訟リスクを高め、公益団体の訴え提起の意欲をさらに低下させている。

このような背景から、監督当局は、それを無視すると、消費者保護法 17 条 2 項
によって当該条項が無効につながるという、標準契約条項に関する拘束力のある規
則を作ることによって、優勢的な役割を担っている。全体として、台湾の法律にお
いては団体による差止めの訴えが規範的に規定されているものの、その実務上の保
護機能は、行政的な調整手段が優先的地位を有していることにより、限定的にしか
発揮されていないことが分かる。

B. 労働事件

台湾民事訴訟法や消費者保護法と比べて、労働訴訟法（APG）は、重要な点に
おいて、差止めを求める団体訴訟の独自のシステムを創設し、そして、それによっ
て、労働法における集団的権利保護を構造的にさらに発展させた。これらの改革は、
特に二つの中心的な視点に関係している：

a. 事前の当局の許可なしでの訴えの提起

労働組合は、その組合員の多数の利益が関係してくる場合、労働訴訟法 40 条 1
項に基づき、使用者に対して差止めの訴えを提起することができる；その場合、管
轄監督官庁による事前の許可はもはや必要としない。このパラダイムシフトは、こ

れまで存在していた行政による事前コントロールを廃止し、訴訟の適法性の審査を、徹底して裁判所の手続きに移行させるものである。

しかし、その訴えが、利害関係を有する労働者の実際の利益に反する場合には、それは、裁判所によって排斥されるべきである。したがって、〔これにより〕団体訴訟の適格性、代表性、適切性の審査は、完全に裁判所の責任となる。このことは、裁判官によるコントロールを強化し、不必要な行政上のハードルを排除し、より強固な法治国家に基礎を置く集団的権利保護の正当性を保証するのである¹⁷⁾。

b. 原告である労働組合の訴訟処分権に関する裁判所のコントロール

濫用を防止し、代表される労働者の利益を保障するために、労働組合の訴訟上の処分権——特に訴えの取下げ、請求の放棄ないし和解——は、義務的な裁判所のコントロールに服する (§ 40 Abs.4 APG)。このようなメカニズムを通して、訴訟代表者の戦略的な判断や十分に検討されていない判断によって、労働者の集団的利益が損なわれることがないよう保証されるのである。

これらの改革は、法治国家的観点および手続経済的な観点から歓迎すべきものである。これらは、労働法における集団的権利保護を大幅に強化し、明確な裁判所による統制メカニズムを構築すると同時に、集団的な訴訟追行の裁判上の、すなわち非行政的な正当性を中心に置くことによって、行政に対する労働組合の訴訟上の自律性を拡大している。

全体として、2018年の労働訴訟法が導入したメカニズムは、集団的権利保護にとって意義深い進歩を示している。なぜならば、それは、労働組合の代表的機能を強化するとともに、裁判所によるコントロール、訴訟上の統一性、および権利実行の効率性を向上させるものだからである。

2. 代表訴訟

団体訴訟と並んで、台湾の民事訴訟法は、被害者に対し、訴訟法上の代表の訴えの方法で行動する可能性を開いている。すなわち、台湾民事訴訟法 41 条によれば、個々の被害者は、1 人または複数の者を代表者として指名し、その代表者が、被害者の権利を主張するために、正式な原告として自らの名前で手続きを追行する¹⁸⁾。

17) Shen, a.a.O. (Fn. 16), S. 2001-2003.

代表者が任命され、かつ、同じ事件によって被害を受けた者が相当数存在する場合には、裁判所は、消費者保護法 54 条または台湾民事訴訟法 44 条の 2 に基づき、公告により、さらなる請求権の申立ておよび訴訟への参加を促すことができる。申立てには、規準となる事実関係、関連する証拠方法、および十分に特定された訴えによる申立てを含んでいなければならない。期限内に〔参加の〕申立てがなされた場合、参加者は、法律により、台湾民事訴訟法 41 条の意味において、当初任命された代表者によって代表されているものとみなされる。台湾民事訴訟法 41 条、44 条の 2 および消費者保護法 54 条に基づく代表訴訟は、オプト・イン手続きとして構成されており、オプト・アウトモデルに基づくアメリカ合衆国のクラス・アクションとは根本的に異なる。

裁判所は、以下の 4 つの状況において公告を行うことができる：

- (1) 代表者が同意した場合には、職権により (§ 44-2 Abs. 1 tZPO) ；
- (2) 代表者の申立てにより、裁判所が公告を適切と認めた場合 (§ 44-2 Abs. 1 tZPO) ；
- (3) 他の被害者の申立てにより、裁判所がそれらの者の参加が適切であると認めた場合 (§ 44-2 Abs. 2 tZPO) ；
- (4) 代表者の同意がなくても、裁判所が他の被害者の参加が必要であると認めた場合 (§ 44-2 Abs. 5 tZPO)。ただし、この場合、当初選ばれた代表者は、新たに参加する者の代表とはみなされない；よって、これらの者は、単純な共同訴訟人として訴訟に参加するか、あるいは、独自の代表者を選定しなければならない。

ドイツの集団的権利保護が、核心において、法律の規定によって資格を与えられた機関による訴えの権能によって特徴づけられている (§§ 2 ff. VduG [Gesetz zur gebündelten Durchsetzung von Verbraucherrechten (消費者権の結束的行使に関する法律)]；§ 606 Abs. 3 ZPO a.F.) のに対し、台湾の法律は、それを超えてさらに、個々の被害者が原告として提起できる代表訴訟も明示的に認めており、それは、

18) LG Chiou (邱聯恭), Leitlinien für die Anwendung des Systems des nachträglichen Beitritts in der Repräsentationsklage-dogmatische Vorüberlegungen zur einschlägigen Auslegungstheorie (追加選定 當事人制度之運用方針—闡釋其相關解釋論之前導法理), in: ders., Schutz prozessualer Interessen (程序利益保護論), 2005, S. 117ff.

全体として、広範に構成された訴訟上の代表モデルに支えられている。

〔ただ〕これまで、他の被害者の参加のための公告がなされたのは、わずかたった1件の事件においてのみであった。〔このような〕代表訴訟の極めて控えめな実務上の利用は、その規範的な開放性とは対立的な関係にある。確かに、台湾民事訴訟法41条は44条の2と結びついて、制度的な拘束力や厳格な形式的要件を伴わない、集団的権利行使への敷居の低いアクセスを認めている；しかし、まさにこの開放性こそが、体系的ではないリスク分散をもたらしている。すなわち、代表する当事者は、訴訟責任〔Prozessverantwortung〕、費用リスクおよび調整負担〔Koordinationslasten〕を負うが、他方、後から参加した者は、それと比較しうる負担を負うことなく、結果から利益〔のみ〕を得るのである。

さらに、個人は通常、複雑な集団訴訟を進行するための組織的および専門的なリソースが自由に使えないということが加わる。このような背景から、被害者は、法律が個人による代表を認めているにもかかわらず、事実上、台湾民事訴訟法44条の1により制度的に確立された主体〔Akteure〕に頼らざるを得ないことが明らかになっている。したがって、集団的手続が有効に機能するか否かは、その正式な〔法的〕構成よりも、制度的インセンティブ、〔訴訟に対応しうる〕リソースの装備、およびリスクの均衡的な分散にかかっているといえる。

3. 総括的評価

台湾における集団訴訟、およびそれに合わせた機能的に統合されたオプト・インモデルは、従来のドイツの集団的権利保護の仕組みとは本質的な点において異なる。確かに、ドイツ民事訴訟法旧606条以下によるモデル確認訴訟〔Musterfeststellungsklage〕もオプト・インメカニズムに基づいていた；しかし、その規定目的は、基本的には、共通する中心的な事実問題や法律問題を、優先的かつ拘束力をもって明確化することに限定されていた。その一方で、個別の損害賠償請求権の貫徹は、それぞれ独立して行われる個別訴訟に留保されていた¹⁹⁾。

〔ドイツの〕資本市場紛争モデル手続法（KapMuG〔資本市場法上の紛争におけるモデル手続に関する法律 Gesetz über Musterverfahren in kapitalmarktrechtlichen Streitigkeiten〕）と比較すると、その相違はさらに明らかである。たしかに、この法律も大量かつ同種の請求権を束ねるという役割を果たしているが、二段階の手

続構造を厳格に維持している：すなわち、まず第一に、共通の事実問題および法律問題が、モデル訴訟の裁判によって拘束力のある形で解明される (§§ 1, 8-22 KapMuG)；そして、それに引き続いて、個々の給付請求権が、中断されていた当初の手続きにおいてさらに追及されることになる (§ 22 Abs. 1 KapMuG)。

これに対して、台湾の集団訴訟は、損害賠償を目的としているが、——消費者保護事件 (§ 50 VSG) においてであろうと、証券先物投資家保護事件 (§§ 7, 20-21 GSAWT)、労働法 (§ 41 APG)、あるいは一般的な民事事件 (§ 41-2 tZPO) においてであろうと——単に、共通の請求要件の首尾一貫した明確化だけでなく、それと同時に、統一的な手続きの枠組みの中で、全体の請求権の貫徹を訴訟経済的に集中させることをも目的としている。この点で特に進んでいるのが労働訴訟法であり、これは、請求を根拠づける共通の事実の認定と、給付の訴えを、構造化された統一的な手続きにおいて統合している。台湾はこれによって、ドイツ法には長い間見られなかった、集団的な給付〔請求権〕貫徹の統合的なモデル〔integratives Modell kollektiver Leistungsdurchsetzung〕に従っているのである。

しかし、2023 年の消費者権貫徹法 (VDuG [= Gesetz zur gebündelten Durchsetzung von Verbraucherrechten (消費者権の結束的貫徹に関する法律——三上)]) の施行により、ドイツの法的状況は根本的に変化した。新たに導入された救済の訴え〔Abhilfeklage〕は、補修や代替品の提供などの現物給付 (§ 14 Abs. 2 VDuG) を含めて、資格を有する組織に、はじめて、集団的な給付請求権や損害賠償請求権の主張を認めた (§ 14 VDuG)。「それによると」裁判所が救済の訴えを、その請求原因からみて理由ありと認めた場合には、救済原因判決〔Abhilfegrundurteil〕を下す (§ 16 Abs. 1 VDuG)；すなわち、この手続きは、救済裁判または救済和解の承認 (§§ 17-19 VDuG) で終了するが、それによって消費者は個々人が貫徹しうる請求権を取得することになる。これにより、ドイツ法は、

19) ドイツ法の批判的評価については、Meller-Hannich, Gutachten A zum 72. Deutschen Juristentag: Sammelklage, Gruppenklage, Verbandsklagen-Bedarf es neuer Instrument des kollektiven Rechtsschutzes im Zivilprozess?, 2018, S. 47, 54, 69; Stadler, Musterfeststellungsklagen im deutschen Verbraucherrecht?, VuR 2018, 83, 84 ff. Röthemeyer, Musterfeststellungsklage und Individualanspruch - Zur Kritik und zu den Entwicklungsmöglichkeiten, VuR 2019, 87, 87 を参照。

第一義的には確認を志向した集团的道具立てから、ある統合された、給付に係するシステムへの移行を行っているが、それは、手続構成的な構想において、台湾のモデル、特に消費者保護法 50 条に基づく消費者団体訴訟および労働訴訟法 41 条による労働法上の団体訴訟に著しく接近している。

Ⅲ. 訴訟追行権限および団体の資格

すでに述べたように、団体訴訟は、台湾においては、集团的権利行使の最も効果的な形態である。そこでは、資格のある団体の〔有する〕訴えの権限は、各規制領域ごとにさまざまに形成されている。労働組合を訴えの権限を有する組織と規定している労働訴訟法を除いて、団体の訴えの権限については、3つのモデルが区別できる：すなわち、1. 消費者保護法（VSG）による消費者保護団体；2. 証券先物投資家保護法による資本市場特有の保護機関；3. 台湾民事訴訟法による公益団体である。

1. 消費者保護法による消費者保護団体

2015 年の改正法以前には、消費者保護法は、集团的権利主体の訴えについての権限〔の付与〕については最も厳しい要求を規定していた。〔すなわち〕消費者保護法旧 49 条の文言によれば、集团的な訴えを提起しようとする消費者組織は、少なくとも 20 人の関係者の同意に加え、以下のような一連の追加的な要件も満たさなければならなかった：すなわち、(1) 500 人以上の会員を擁する登録社团、または 1,000 万 NTD〔新台幣ドル〕以上の登録資産を有する財団として組織されていること；(2) 設立から少なくとも 3 年が経過していること；(3) 消費者保護委員会〔Verbraucherschutzkommission〕から「優秀〔hervorragend〕」と評価されていること；(4) 消費者保護分野の常勤の専門職員を置いていること；(5) 最後に、消費者オンブズマン〔Consumer Ombudsman〕の許可を得ていること、であった。

これらの重畳的な要求は、過度に制限的であるとして、しばしば批判されていた²⁰⁾。たしかに、それは、濫用的な訴えを阻止するためのものであったが、台湾に

20) Shen, a.a.O. (Fn. 6), S. 1252ff.

においては、大部分が小規模で地域に根ざした消費者団体であるという構造的な現実を認識しておらず、〔そのために〕集団的な消費者利益の裁判上の貫徹可能性を、事実上、大幅に制限することになった。しかし、2015 年 6 月 17 日の改正法は、資格についての要求を大幅に緩和した：すなわち、消費者保護法 49 条 1 項によれば、〔その団体が〕少なくとも 2 年以上存立し、消費者保護の分野における資格を有する専門スタッフがあり、かつ行政院〔Exekutiv-Yuan〕による「優秀な」消費者団体としての格付けがあれば十分である。それと同時に、消費者オンブズマンによる事前の許可を取得する義務も、それに代わる制度が設けられることなく廃止され、そのため、〔団体が訴えの権限を獲得するためには〕訴え提起の権能を有する団体として事前の分類がなされていること〔ex-ante-Klassifizierung〕で十分となった。

2. 証券先物投資家保護法 (GSAWT) に基づく証券先物投資家保護センター (SFIPC)

証券先物投資家保護法 7 条によると、保護機関は、監督庁によって指定された証券および先物取引の中央市場組織〔die von der Aufsichtsbehörde bezeichneten zentrale Marktorganisation〕によって共同で設立されなければならないとされている²¹⁾。これまで、法律で認められた保護機関は一つだけ設立されているのであるが、それがつまり証券先物投資家保護センター (SFIPC) である。証券先物投資家保護法 18 条は、それに加えて、保護機関に対し、すべての証券会社、先物ブローカー、および関連する証券取引会社からの義務的な拠出金で構成されること、および、強固な財政的基盤を保証する保護基金を設立する義務を課している。

証券先物投資家保護センターは、消費者保護法によって認定された消費者団体とは根本的に異なる。それは、資本市場の領域において、特別法上の唯一の保護機関として規定されており、法律で命じられた中央市場関係者の集団的設立によって創設され、それによって準公的な性格を示している。それに対して消費者団体は、私法上組織され、かつ、特定の資格要件を満たした場合にのみ訴えの権限を有するに

21) これに数えられるのは特に、die Taiwan Stock Exchange Corporation, die Taiwan Futures Exchange Corporation, die GreTai Securities Market, die Taiwan Securities Central Depository Company, die Chinese Securities Association, die Securities Investment Trust and Consulting Association of the R.O.C., die Federation of Futures Industry Associations sowie sämtliche Wertpapierfinanzierungsunternehmen.

すぎない。

また資金調達構造も明確に異なる：すなわち、証券先物投資家保護センターが法律で保護された保護基金を自由に使えるのに対して、消費者団体は、会費、寄付金、プロジェクトに関連する国家の助成金に依存しており、そのことが、その活動の幅を限定的なものにしている。全体としてみれば、証券先物投資家保護センターが、中央集権的な、特別法で規定された保護体制を指しているのに対して、消費者団体は、多元的で市民社会によって支えられたモデルを体现しており、その有効性は、組織的なリソースや国家による承認に決定的に依存している。

経験的には、制度的に保障され、法律で資金提供されている機関は、消費者保護団体よりも集団訴訟をかなり頻繁に提起していることが分かる。消費者保護法が施行されてからの20年間で、消費者保護団体による損害賠償請求訴訟は10件、差止請求訴訟は1件しか提起されておらず、そのうち原告が勝訴したのはわずか6件であったのに対して、証券先物投資家保護センターの領域における状況は全く異なっている。すなわち、同センターは、同じ期間に100件以上の訴訟手続を行っているが、その中には10年間で161件の訴えが含まれている。この相違は、構造的な要因、すなわち、特に消費者保護団体が慢性的に資金不足であることや、仮処分申請には基本的に担保の提供が義務付けられていることによるものである。それに対して、証券先物投資家保護センターは、法律上の制度設計により（§§ 7 Abs. 2, 34 Abs. 2 GSAWT）、市場ベースの義務的な資金調達を行っており、〔また、仮処分申請の際の〕担保提供が明示的に免除されているのである。

したがって、証券先物投資家保護センターの勝訴率（約46.8%）²²⁾が消費者団体のそれ（約60%）よりも低いことは、その実効性が低いことを意味するものではない。この数字は、むしろ、集団的権利行使における機能的な役割や手続きの論理の違いを反映していると言える。〔換言すれば〕消費者保護団体は、限られた資金と人材のため、極度に選択的な事件の選別を余儀なくされており、法的に明確で、かつ手続き上のリスクが少ない事案〔のみ〕を優先的に追及してい〔るために勝訴率が高くなっていると考えられ〕るのに対し、証券先物投資家保護センターは、制度上確立された主体として、構造的に、非常に複雑で、法的に論争があり、また、

22) 参照、YH Lin, aa.O. (Fn. 14), S. 79-86.

経済的に重要な資本市場手続をも引き受けるように制度設計されているのである。したがって、このような手続を引き受けることは、必然的に訴訟リスクの増大を伴うのである〔その結果、勝訴率は消費者団体による訴訟のそれよりも低くなっているのである〕。

3. 台湾民事訴訟法による公益団体

台湾民事訴訟法 44 条の 1 による団体訴訟が、団体の特別の資格要件なくして、定款の目的の範囲内で当該団体によって提起されうるのに対し、同法 44 条の 3 による差止請求訴訟は、厳しいアクセス制限の下にある。〔すなわち〕台湾民事訴訟法 44 条の 3 第 2 項に基づき、司法および行政院〔Justiz- und Exekutiv-Yuan〕は、2003 年に、詳細な資格要件を定めた規則²³⁾を制定した。

その規則の 2 条は、当時有効であった旧消費者保護法の規定に基づいており、〔そのため〕詳細な資格要件を定めている。登録された公益社団または財団は、以下の条件をすべて満たす場合にのみ、差止請求の訴えを提起する権限を有する：すなわち、(1) 当該法人が少なくとも 3 年以前から存在していること；(2) 当該社団は 500 人以上の会員を擁していること、または財団にあっては 1,000 万新台湾ドル (NTD) 以上の登録財産を有していること；(3) 意図している訴えが定款上の目的に合致し、かつ理事会によって正式に承認されていること；(4) 少なくとも 20 人が、問題となっている行為を多数の利益を侵害するものとみていること、である。

これらの要件は、規則制定者が、公益的な法主体による訴えの提起を厳格な行政官庁の規制の下に置き、差止めの訴えへのアクセスを、意識的に、十分な制度的な安定性、財政的負担能力、組織法上の正当性を備えた組織に限定していることを示すものである。〔もっとも〕訴え提起の権限と訴え提起の許容性の双方を、個別の事件に関する行政上の許可に委ねることが適切であるかどうかについては、疑問がある²⁴⁾。

23) Die Verordnung über die Genehmigung und Aufsicht hinsichtlich der Erhebung von Unterlassungsklagen durch eingetragene gemeinnützige Vereine und Stiftungen [登録公益団体および財団による差止めの訴えの提起の許可と監督に関する規則]。

24) 詳細なものとして、Shen, aa.O. (Fn. 6), S. 1256 参照。

IV. 総額判決

台湾民事訴訟法による集団的権利保護〔制度〕の教義上および法政策上最も革新的な特徴の一つは、分配の合意と結びついた総額判決〔Gesamtbetragsurteil〕にある（§ 44-1 Abs. 2 tZPO）²⁵⁾。〔この規定によれば〕すべての請求権者の合意に基づき、裁判所は、個々の損害を個別的に認定することなく、統一的な総額を認定する権限を有する。この規定は、伝統的な代表訴訟のモデルを打ち破ると同時に、主張、立証、および裁判所の解明の負担を〔それぞれ〕大幅に軽減するものである。

〔被害〕総額を一括認定することは、関係者の自律的な処分権限に基づくものであり、かつ、手続経済上の必要性と実体法上の利益との間の意識的になされる調整の表れである。このような背景から、個別的な損害額の算定を放棄することは——客観的に生じた損害から乖離する可能性があるにもかかわらず——、教義的なものとして正当であることは明らかである。裁判所による総額の認定は、台湾民事訴訟法 222 条 2 項によって保障されており、同法によれば、裁判所は、個々の事案のあらゆる事情を考慮して、自由な心証に基づいて適切な金額を認定する権限を有している。

同時に、分配の合意は、例えば、割当的分配、個別割当の放棄、または公益目的のために総額を使用するといった形態など、幅広い形成の余地を開いている。これに伴う、〔金額の〕確定と分配の機能的な分離は、手続きの効率性を高め、それと同時に、実務上の執行を容易にするものである。

一括判決〔Pauschalurteil〕の利点にもかかわらず、その実務上の意味はこれまでのところ低いまである。なぜなら、これに必要なすべての授權者の合意を得ることが困難だからである。それにもかかわらず、最近の次の事件が特に注目を集めている：

すなわち、金山地区（新台北）漁業協同組合は、9,146 人の漁師である組合員か

25) 台湾民事訴訟法 44 条の 1 第 2 項は次のように規定している。すなわち、「第 1 項に基づき、登録団体が被害者から付与された訴訟追行権限を行使して損害賠償請求を求める訴えを提起し、かつ、すべての被害者が、裁判所が彼らに全体として総額を認容し、それと同時にその分配については合意ができていることを表明した場合、裁判所は、個々の請求権を個別に認定することなく、総額を認容することができる。」と。

らの授權に基づき、2016 年 3 月に発生した貨物船の破損による石油汚染が収益の減少〔Ertragseinbußen〕につながったとして訴えを提起した。同協同組合は、台湾民事訴訟法 44 条の 1 第 1 項により代表者として指定され、かつ、分配方法の決定と共に総額の決定を申し立てた。

第一審裁判所は、この訴えを認容した。同裁判所は、台湾民事訴訟法 222 条 2 項により、損害の正確な算定が不可能であるか、あるいは証明に過度に多大な困難を伴う場合、裁判官による損害額の査定を行うべきであると述べた。この基準は、証明義務のある当事者が客観的に期待できる範囲内で証拠方法を提出した限り、証明責任を軽減することを目的としている。〔このケースでは〕原告が授權名簿および組合員名簿を提出したのに対し、〔被告からは〕反証も提出されなかったため、裁判所は台湾民事訴訟法 44 条の 1 の要件が満たされていると認めた。個別の組合員資格の審査は、訴訟経済性の観点から不要であるとみなされた。さらに、請求された総額の内部では、組合員の入会および退会が団体法上、あらゆる点で適切に行われていたかどうかは〔本件においては〕重要ではなかった²⁶⁾。

V. 改革の必要性

台湾の集団的紛争解決制度は、本稿の観点からは、以下に述べるような改革の必要性が存在している。

1. 損害賠償を求める団体訴訟の多段階的構成

台湾の法律は、資格のある機関が原告として、被害者のために直接損害賠償を請求することができる団体訴訟を認めているが、これまで、大量損害と拡散的損害とを体系的に区別することはなかった。そのことによって、既存の制度は、多数の軽微な個別的請求権を伴う事件を処理するためには、不適当かつ非効率的であることが明らかになっている。

そのことは、実務において明らかである。〔たとえば〕何万人もの関係者が出て

26) Bezirksgericht Taipeh (台北地方法院), Zivilurteil vom Jahr 2018, 107-Chong-Su-336 (民事判決 107 年度重訴字第 336 號)。

いたアレクサンダー・フィットネスチェーンに対する訴訟では、既に準備段階——特に、すべての請求権者の特定や、繰り返される訴えの変更など——で著しい訴訟遅延が生じていた；すなわち、第一審の給付判決が出るまで、この手続きはおおよそ14年以上も続いた。

そのような状況においては、請求原因によって責任の事前確定をすることが〔できていれば〕、既に早い段階において個々の請求権の額について裁判しなければならぬというようなことはなく、紛争解決を大幅に容易にし、かつ、手続きを迅速化したであろう。このような背景から、手続法上の構造をそのような事態に具体的に合わせる必要があるように思われる。

ところで、伝統的な「オプト・イン」や「オプト・アウト」のメカニズムと並んで、国際的には、それ以外の集団手続の形式、つまり多段階的手続モデルがますます重要になってきている。たとえば、ドイツの資本市場紛争モデル手続法(KapMuG)、ドイツ民事訴訟法旧606条から614条までに基づくモデル確認の訴え〔Musterfeststellungsklage〕、および2013年の日本の消費者裁判手続特例法は、明確に構造化された2段階の裁判手続を規定している。またフランスの消費者法(Code de la consommation、2014年以降)も、機能的には段階的なモデルに従っており²⁷⁾、〔それによれば〕裁判所は、まず、共通の責任発生の要件について裁判し、個別の請求権の行使——特に具体的な損害額——は、後続の手続きまたは個別の請求によって行われる、としている²⁸⁾。

〔それに対して〕台湾の現行の集団的消費者団体訴訟のシステムは、個々の被害者全員から権利の譲渡がなされているか、または個別の授權がなされていることを前提としている。しかしそれと同時に、裁判所は、損害賠償の額を、個々の請求について個別に確定しなければならず、〔そのため〕判決の言渡しまでは、被告にそもそも責任があるかどうかさえ、関係者にとっては確定していないのである。特に、

27) 集団的消費者利益保護のための集団訴訟に関する指令(EU) 2020/1828に基づき、フランスでは2025年4月30日の法律第2025-391号16条(DDADUE法)によって、またドイツでは、2023年10月8日付の消費者権貫徹法(VDuG)によって、モデル確認訴訟〔Musterfeststellungsklage〕が救済訴訟手続〔Abhilfeklageverfahren〕によって置き換えられた。

28) Shen, a.a.O. (Fn. 6), S. 1276 ff.

拡散的損害の場合においては、この仕組みは、適切な紛争解決のためには非常に非効率であることが明らかになっている。

このような背景から、2018 年に施行された労働訴訟法は、形式的には統一された手続きであるものの、機能的には二つの段階に分かれた 2 段階の手続構造を導入した。すなわち、第 1 段階では、裁判所はまず、共同の争点、特に被告の行為が違法な損害を呈しているかどうか、および因果関係が存在するかどうかについて判断する。そして必要な場合に限って、第 2 段階において、個々の給付請求権の具体的な金額を確定するというものである。

このモデルは、その体系的な一貫性と訴訟経済上の実用性に基づいて、原則として消費者保護法上の大量手続にも適用することができる。責任の原因を事前に明確にし、その後、請求権を個別化し定量化することは、単に裁判所の大幅な負担軽減を可能にし、和解的解決を促進するだけでなく、それと同時に、——集团的権利保護の目的を損なうことなく——関係当事者の個別の手続権の保障をも可能にするものである²⁹⁾。

2. 訴訟上の和解と裁判所によるコントロール

和解は、集团的権利保護において中心的な役割を果たしているが、それは、効率性と補償効果を大幅に向上させるからである。特に証券先物投資家保護センター (SFIPC) の実務における経験的な知見によれば、被害者は、和解によって、執行の方法によるよりも、より高額かつ迅速な現実の給付を得ることができることが分かっている³⁰⁾。しかし、現行の台湾法によれば、集团的手続における和解は、必ずしも裁判所の承認を必要とせず、これは、国際的な比較においては例外的な存在である³¹⁾。

法律上の比較から見ると、集团的和解は、ドイツとアメリカでは、厳しい裁判所

29) 詳細なものとして、Shen, a.a.O. (Fn. 6), S. 1287-1293 参照。

30) 参照、Yu-Hsin Lin, Noah's Ark for Investors: An Empirical Study of Securities Class Action and the Investor Protection Center in Taiwan, 229 Taiwan Law Review (2014), 75-97.

31) 例えば、1 万人以上の被害者が関わった Ting-Hsin オイルスキャンダルでは、被告の責任を肯定した第一審の判決の後、第二審で和解が締結された。

によるコントロールに服しており、それは、実質的な妥当性の審査と、関係者の情報取得権や脱退権も含んでいることが分かる。ドイツにおいては、民事訴訟法旧 611 条以下によるモデル確認訴訟の枠組みにおける和解は、裁判所の承認と、申込みをした消費者の集団的同意が必要であった。そして、〔ドイツの〕2023 年の消費者権貫徹法 (VDuG) の施行により、このモデルはさらに発展した。すなわち、救済訴訟手続 [Abhilfeklageverfahren] は、明示的に和解の締結を認めているが (§ 9 Abs. 1 VDuG)、ただ、その有効性は、裁判所の承認の留保の下にある (§ 9 Abs. 2 VDuG)。裁判所はその際、消費者の利益を考慮して、和解の客観的な妥当性を審査する；それと同時に、消費者権貫徹法 10 条は、残りの消費者の最低人数を必要としないオプト・アウトの権利を保証している³²⁾。

それに対して台湾の現行法の規定——特に団体権限の単なる制限可能性——は、不十分であることが明らかになっている。なぜならば、消費者は通常、和解の内容やその射程距離については情報を与えられていないからである。したがって、効果的な法的保護のためには、裁判所の承認、透明性のある情報〔開示手続〕、参加権、および関係者のオプト・アウト権〔を確保すること〕が必要である。

比較法の観点から見ると、集団的和解 (class settlements) は、ほとんどの法制度において、明確に裁判所のコントロールの下にある。ドイツにおいては、モデル確認訴訟の枠組みの中で、和解の締結をすることが可能であったが、それは、民事訴訟法旧 611 条以下により、裁判所の承認と、申出をした消費者の集団的同意の特別な形態が必要であった。2023 年の消費者権貫徹法の施行によって、このシステムは、教義上および手続法上さらに強化された。新しい救済訴訟手続は、消費者権貫徹法 9 条 1 項において、明示的に、和解の締結の可能性を規定している；ただし、その有効性は、同法 9 条 2 項により、裁判所の承認の留保の下にある。裁判所は——事実状態や紛争状態を包括的に評価し、そして、特に、関係する消費者の利益を考慮して——和解が、納得のいく紛争解決の適切かつ妥当な形態を示しているか否かを審査しなければならない。そして補足的に、消費者権貫徹法 10 条は、届け出た消費者の退出権 (opt-out) を保障している；そして、民事訴訟法旧 611 条 5 項とは異なり、「残りの」消費者の最低数を必要とはしていない。

32) Musielak/Voit/Stadler, 22. Aufl. 2025, VDuG § 10 Rn. 3.

アメリカ合衆国においては、いずれにせよクラス・アクション和解 (class action settlement) が集合的な権利貫徹の中心的手段となっている。連邦民事訴訟規則 (FRCP) 23(e) 条によれば、クラス・アクション和解は「公平性の審問 [fairness hearing]」の枠内において、必ず裁判所の承認を得なければならないとされており、そこでは、裁判所は、和解の公平性、妥当性、および適切性を審査する。集団のメンバーには、その情報が与えられなければならない、その和解につき態度決定をし、〔場合によっては〕オプト・アウトの権利を行使する。

それに対して台湾法においては、これまで、集団的損害賠償手続における和解の、裁判所によるコントロールのための十分な規定が欠けていた。確かに、集団メンバーは、台湾民事訴訟法 44 条および 44 条の 1 ならびに証券先物投資家保護法 31 条 1 項により、原告となっている団体の和解権限を制限することは可能である；ただ、これらのメカニズムが消費者保護法 50 条による消費者事件に適用できるか否かについては争いがある。さらに、これらのメカニズムは不十分であることが明らかになっているが、それは、利害関係を有している消費者は、通常、和解の内容やその射程距離については情報を得られていないからである。むしろ、手続権の効果的な保護がなされているというためには、裁判所による妥当性のコントロールが行われ、かつ、グループメンバーに透明性のある情報が提供され、審尋の権利が認められ、かつ、退出権 (opt-out) を使えることが前提となる。

消費者保護法 53 条による差止めの訴えについては、和解の制限は存在しないが、集団法上の差止手続における和解は、台湾民事訴訟法 44 条の 3 によって行政官庁の承認を必要とする——なお、これは国際的には稀有な構成である。たしかに、和解制限は、集団的利益の領域においては原則としては正当であるが、公平性のコントロールを裁判所の代わりに行政官庁に委ねることには、教義的および制度的に問題があるように思える。

こうした背景から、労働訴訟法 40 条が改正され、和解の実質的妥当性の審査は裁判所に委ねられることになった。この評価は、同時に、台湾民事訴訟法 44 条の 3 において提案されている改正案の基礎をもなしている。司法院 [Justiz-Yuan] が提出した草案は、裁判所が集団的差止請求訴訟を公表し、資格を有する団体に情報を提供し、かつ、それらが共同原告として参加できるようにすることを規定している。〔訴えの〕取下げ、〔請求の〕認諾、〔請求の〕放棄、和解ないし調停は、今

後は、裁判所の承認に服するようになる：そして、裁判所は、承認を与える前に、関係する個人および管轄権を有する行政官庁を審尋することができる。このような改革の方向性は、明らかに歓迎すべきものである。

3. 消費者の集团的権利

さらなる問題は、消費者団体が、個別の授権なしに集团的損害賠償請求権を主張することができるか否かということである。確かに、台湾の法律は、集团的差止請求権を認めており (§ 44-3 tZPO, § 53 VSG)、そこでは、当該団体は、個別の権利ではなく、一般大衆の集团的利益を代表するのであるとされてきた³³⁾；それに対し、損害賠償請求権は、これまでは、もっぱら主観的な個別の権利であるとされてきた。

しかし、比較法的な視点からは、多くの法秩序が、資格のある団体に、たとえば、利益没収という形態において [in Form von Gewinnabschöpfung]、集团的な金銭請求権を個別の授権なくして認めていることが分かる (§ 10 UWG [Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb (不正な競争に対する法律)])³⁴⁾。そのような道具立ては、個別の額は低額であるが大量の被害において生じる構造的な権利の貫徹の欠陥に対応しており、違法に得た利益が、生じうる可能性のある損害賠償額を上回る場合に、経済的な、かつ不当なインセンティブが生じるのを防ぐことができる。

教義的には、台湾の法律においても〔資格のある団体に〕集团的損害賠償請求権を認めるべきであるという理由については、多くが物語っている。これは、消費者保護法の保護目的から目的論的に、また既存の集团的差止請求権の構造からも、体系的に導き出すことができるのであり、〔従来の〕制度からの逸脱ではなく、首尾一貫した発展であることを示している。このような集团的損害賠償請求権〔を觀念すること〕は、〔権利〕貫徹の不足を補い、不当な利益を没収し、かつ法の予防的機能を強化するものである。

その形成のためには、〔団体の〕訴えの権能を消費者保護法 53 条に依拠することが考えられる。すなわち、資格のある消費者団体は、故意または重過失によって集

33) Chiou, a.a.O. (Fn. 10), S. 169-172.

34) Micklitz/Stadler, Unrechtsgewinnabschöpfung - Möglichkeiten und Perspektiven eines kollektiven Schadenersatzanspruches im UWG, Baden-Baden 2003, S. 99ff., 120ff.; Köhler/Bornkamm, UWG § 10, 32 Aufl., München 2014, Rn. 5.

团的損害が生じた場合には、違法に得た利益の返還を要求できるべきである。そのようにして没収された金額は、消費者保護基金ないし権利救済基金に入れられるべきである；それに加えて、その一部は、消費者の利益の実現および効果的な権利の貫徹の能力を強化するために、原告となった団体自身に環流すべきである。この請求権は、集団の利益を保護するものであるため、個々の〔消費者が持つ個別の〕損害賠償請求権には影響を与えず、かつ、個別の授権も必要としない。

VI. 結 語

本稿は、台湾の集団的権利保護のシステムを分析し、それに基づいて中心的な改革展望を展開するものである。特徴的なのは、団体の訴えが、宣言的效果に留まらず、給付の訴えや損害賠償請求の訴えとしても形成されうることであり、これは特に投資家および消費者保護においても有効であることが証明されている。それに対して、集団的差止めの訴えによる予防的制御の効果は、これまで限定的なものに留まっている。

また、本研究はさらに、損害構造による手続法上の区別が必要であることをも示している：つまり、個々の損害額が大きい集団的損害については、さらに引き続き個別化が可能な手続きが要求される一方、分散的に生じている軽微な損害については、集団的解決モデルが必要となる。後者については、権利貫徹の不足を調整し、予防的效果を強化するために、個別的な〔権限の〕譲渡がなくても、資格のある消費者団体に集団的な金銭請求権を与え、認容された金額を特定の目的に限定された基金に環流させることが適切であるように思える。

最後に、集団的和解には、重大な欠陥があるが、それは、特に、情報〔開示〕、グループメンバーの参加、裁判所のコントロールに関してである。〔それに対して〕積極的なインパクトを与えているのは、段階的な手続きを伴う労働訴訟法の改正である。全体として、台湾における集団的権利保護はこれまでのところ断片的に規制されるに留まっている；それゆえ、将来の改革は、効率性、法治国家的保障、効果的な集団的権利貫徹のバランスをとる、統一性のある手続法的な新しい発想を目指すべきである。

【訳者あとがき】

本翻訳は、2026年1月24日（土）に慶應義塾大学三田キャンパスで開催された、国立台湾大学 Kuan-Ling Shen（沈冠伶）教授による講演会の講演原稿（ドイツ語）を翻訳したものである。オリジナルタイトルは „Kollektive Rechtsschutz in Taiwan“ である。

沈（Shen）教授は、現在、国立台湾大学法律学院（ロースクール）で、民事訴訟法、非訟事件手続法、仲裁法等の民事手続法の特聘教授（Distinguished Professor）であるほか、台湾司法院の民事訴訟法改正委員会の委員や財団法人民事訴訟法研究財団の理事も務めておられる。また、2025年には、国際女性法曹連盟（FIDA）台湾支部の支部長に就任された。

同教授は、1991年に国立台湾大学を卒業後、1994年に同大学大学院で修士号を、1999年には、ドイツ・ハイデルベルク大学ヘーゼマイヤー（Ludwig Häsemyer）教授のもとで法学博士の学位を取得された。

その他、カリフォルニア大学バークレー校、ハンブルク大学、ハイデルベルク大学等、豊富な在外研究の経験もお持ちである。

なお、沈教授の招聘に際しては、石川明教授記念手続法研究所による御支援を頂いた。記して感謝する次第である。

訳文中（ ）の部分は原文のままであり、〔 〕の部分は、訳しにくい言葉に原語を入れたり、読者の理解の便宜のために、訳者の責任において適宜言葉を補充した部分である。